

◎ 国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正

(略称) 国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正

昭和六十二年	六月	三十日	国際復興開発銀行総務会で承認
平成 元年	二月	十六日	効力発生
昭和六十三年	四月	十五日	国会承認
昭和六十三年	四月	二十二日	受諾の閣議決定
昭和六十三年	五月	四日	受諾書寄託
平成 元年	二月	十六日	公布及び告示
平成 元年	二月	十六日	(条約第二号及び外務省告示第八四号) 我が国について効力発生

目次

第八条(a)の改正.....	二七
----------------	----

ページ

国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正

国際復興開発銀行協定第八条(a)後段中「五分の四」を「八十パーセント」に改める。

AMENDMENT TO ARTICLE VIII(a) OF THE ARTICLES OF AGREEMENT
OF THE INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION AND DEVELOPMENT

"Article VIII(a) of the Articles of Agreement of the Bank is amended by deleting 'four-fifths' in the last sentence thereof and substituting 'eighty-five percent' therefor."

(参考)

この改正は、昭和二十年に作成された国際復興開発銀行協定の第八条(a)を改正するものである。